

交通災害共済への加入、 忘れていませんか？

◆交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事故による災害）にあつた場合に被害の程度に応じて見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

◆共済期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

※中途加入の場合、共済期間は申込日の翌日から令和7年3月31日まで

◆掛金

・年度途中の加入も、掛金年額（ひとり）500円で加入できます。

- ・加入条件を満たしていればいつでも加入OK
 - ・自転車事故など、小さな事故もカバー
 - ・請求手続きも簡単
 - ・通院1日目から見舞金の支給対象
- 《見舞金》
- ・傷害 2万円～18万円（限度額）
 - ・障害 20万円～30万円（限度額）
 - ・死亡 100万円（限度額）

◆加入申し込み先

役場本庁舎（出納室・交通防災課）、
分庁舎住民課、万沢支所

◆お問合せ

交通防災課

☎ 66-3417



健康保険が変更になる方

国民健康保険の「加入」・「脱退」手続きを忘れずに!!

後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人などを除き、会社へ就職・退職などにより「健康保険」が変更になる方は、国民健康保険の「加入」または「脱退」手続きが必要になります。

また、外国籍の人も3か月を超えて日本に滞在するものと認められた方は、国民健康保険に加入しなければなりません。**自動的に切り替わりません。**

必ず14日以内に 国保担当窓口（本庁舎 住民課 または 分庁舎 住民係）に届出をしてください。

◆お問合せ 住民課 ☎ 66-3405

～ 国保に加入する人 ～

加入するとき	必要な持ち物
他町から転入するとき	転出証明書等（転入の手続きに併せて行います）
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書（職場で発行してもらう）
職場の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れたことの証明書（職場で発行してもらう）
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証（出生の手続きに併せて行います）
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止（休止）決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート

～ 国保をやめる人 ～

やめるとき	必要な持ち物
他町へ転入するとき	保険証（転出の手続きに併せて行います）
・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険両方の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
国保被保険者が死亡したとき	保険証（死亡者が世帯主の場合は世帯全員の保険証） ※死亡に関する手続きに併せて行います
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
外国籍の人が国保をやめるとき	在留カード、パスポート、保険証

加入の届出をしないと・・・保険証が無い場合、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。また、健康なのに保険税を納めるのは損だから、病気になってから（必要になってから）加入の届出をすればいいと思っても、保険税は国保の資格を得た月分（上記の国保に加入するとき）から納めなくてはなりません。届出を遅らせても払わなければいけないことには変わりないため、得はありません。